

大阪市職員労働組合 永年組合員離脱金請求書

(組合費の一部還元金支払請求書)

大阪市職員労働組合御中

共済金給付規定に基づき、下記のとおり組合費の一部還元金の支払いを請求します。

○請求共済金（該当項目に○印を付けてください。）

30,000円	3,000円	7,000円	15,000円
組合員期間20年以上で市職退職者会に入会する者	任期付職員等で組合員期間1年以上で任期を満了した者	組合員期間10年以上20年未満の者	組合員期間20年以上で市職退職者会に入会しない者

○組合離脱事由 1. 定年退職 2. 普通退職 3. 早期退職 4. 昇任（役職名） 5. その他

なお、組合員期間は下記のとおりです。

組合員の期間	通算組合員期間
19 年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
	年 月

20 年 月 日

所属支部名(退職時)	
氏 名	(印)
所属番号-職員番号	-

上記に相違ないことを証明します。

20 年 月 日

支部長名	(印)
------	-----

大阪市職員退職者会 加入届

大阪市職員退職者会 御中

私は、上記請求書にて支払われる離脱金30,000円を会費として納入し、大阪市職員退職者会に入会します。

フリガナ		生年月日	性別
氏名	(印)	年 月 日	1. 男 2. 女
住所	〒		
電話	ご自宅	携帯電話	
メールアドレス等連絡先:			

*市職退職者会加入の場合は、支払われる離脱金は、市職退職者会に会費として充当します。

なお、退職者会に入会されない方は表示の離脱金を下表口座に振り込みます。

○離脱金振込先連絡票 労金以外の銀行は振込手数料がかかりますので、手数料分減額してお振り込みさせていただきます。

お振込先金融機関	労働金庫・銀行	支店
預金種目・口座	普通預金	口座番号
口座名義人(かた)		

組合離脱金にかかる事務処理と取り扱いについて

1. 組合離脱金とは

大阪市職独自の慶弔見舞金制度です。その1つに在職中の昇任や退職して組合を離脱するときに下表の基準で組合離脱金を支給します。退職や昇任して大阪市職員退職者会に加入するときには会費(終身会費3万円)に充てることとしています。

●大阪市職員労働組合 組合離脱金

種目	給付金	認定基準等
任期付職員等有期任用職員で組合員期間1年以上で任期を満了した者	3,000円	① 組合員であった期間を通じてすでに支給された分があれば、それを差し引いて支給する
組合員期間10年以上20年未満	7,000円	② 組合から除名された者および脱退者を除く
組合員期間20年以上	15,000円	③ 組合員の死亡と併給しない
組合員期間20年以上で大阪市職員退職者会に入会する者	30,000円	④ ただし、組合費の未収金がある場合は、完納するまで執行が停止されます。

2. 退職に伴い組合を離脱する場合

① 退職者会に加入する場合

i) 給付金が3万円になる場合

「組合費の一部還元金支払請求書」(別紙A)の退職者会入会の欄に記入。

ii) 給付金が3万円に満たない場合

一旦個人口座に振込み、別途3万円を退職者会に振込む。(専用振込依頼書)

② 退職者会に加入しない場合

「組合費の一部還元金支払請求書」の退職者会に入会しない欄に個人口座を記入。

3. 他単組エリア(交通局・水道局・市大・市会事務局・消防局)への異動に伴い組合を離脱する場合

他単組エリア(交通局・水道局・市大・市会事務局・消防局)への異動については、異動前に所属していた支部で事務処理を行なう。

4. 昇任に伴い組合を離脱する場合

① 退職者会(賛助会員)に加入する場合

「組合費の一部還元金支払請求書(退職者会賛助会員用)」(別紙B)に記入する。

② 退職者会(賛助会員)に加入しない場合

「組合費の一部還元金支払請求書」で個人口座に振込

5. 昇任を伴う他支部(病院労組・工研労組合)への異動により組合離脱する場合

昇任を伴う異動の場合は、昇任前に所属していた支部で事務処理を行なうこととする。

注) 病院労組との間の組合離脱金の取り扱いについて

大阪市職と病院労組において、組合離脱金の支給については、それぞれ組合離脱金の給付事由が発生した単組で支給することとします。

(例) ① 退職時に病院労組に在籍 → 病院労組での支給

② 大阪市職の支部で昇任・病院局へ異動 → 大阪市職での支給

退職者会の主な福利厚生活動

- 会則第17条の慶弔規定により、会員の傘寿にはお祝いをお送りします。また、会員、賛助会員のご不幸には弔慰金をお送りします。
- 生活や法律相談に応じます。退職者会事務局で調査・相談の不可能な問題は、年金では共済組合への相談斡旋、生活や法律問題はそれぞれの専門事務所に紹介します。
- 大阪市職員互助会の施設等の利用ができます。互助会の葬儀の取り扱い及び貸衣裳も利用できます。
- 全労済の「火災共済事業」、「交通災害共済事業」自治労共済の「自動車共済事業」、自治体退職者会の「安心総合共済事業」等の取り扱いを

しております。

☆退職者会の同好会

- ・あるこう会 ・写真同好会 ・囲碁同好会 ・将棋同好会 ・魚釣り同好会 ・新舞踊同好会
- ・園芸同好会 ・卓球同好会 ・カラオケ同好会 ・旅の同好会 ・硬式テニス同好会 ・俳句同好会
- ・ゴルフ同好会 ・麻雀同好会 ・詩吟同好会 ・マジック同好会 ・社交ダンス同好会 ・謡曲同好会
- ・大正琴同好会

大阪市職員退職者会会則

(名称および事務所)

第1条 この会は大阪市職員退職者会(略称「大阪市職退」と称し、事務所を北区西天満4丁目12-22 第三青山ビル3階302号)におく。

(組織)

第2条 この会は第4条に規定する者をもって組織する。

(目的および事業)

第3条 この会は会員相互の親睦と生活の向上をはかることを目的とし、次の事業を行う。

- 年金制度および社会保障制度の改善に関すること。
- 福祉・厚生増進に関すること。
- 親睦・慶弔および共済に関すること。
- 生活相談に関すること。
- 会報の発行に関すること。
- その他、この会の目的達成に必要なこと。

(会員、賛助会員、遺族会員)

第4条 この会の会員は、大阪市を退職した者(大阪市職員労働組合の役職員を含む)で終身会費を納入した者とする。

2. この会の賛助会員は、大阪市の「管理職員等の範囲を定める規則」により管理職と定められた者で賛助会費を納入した者とする。

3. この会の遺族会員は、次の各号に該当する者で遺族会費を納入した者とする。

- 死亡した会員の配偶者
- 死亡した賛助会員の配偶者
- 大阪市を在職中に死亡した(大阪市職員労働組合の役職員を含む)者の配偶者。

(機関)

第5条 この会につきの機関をおく。

(1) 総会 (2) 拡大幹事会 (3) 幹事会 (4) 常任幹事会

(総会)

第6条 総会はこの会の議決機関であって、会員、賛助会員および遺族会員をもって構成し、隔年開催(役員改選年)とする。ただし、幹事会が必要と認められた時は臨時に開催することができる。

2. 賛助会員ならびに遺族会員は総会の議決権を有しないものとする。

(拡大幹事会)

第7条 拡大幹事会は、役員ならびに居住者会および職域組織の代表で構成し、総会を開催しない中間年に開催して、決算の承認並びに活動方針、予算、役員補充を決定する。(幹事会)

第8条 幹事会は役員をもって構成し重要事項を協議する。

なお、幹事会は必要に応じ随時開始する。

(常任幹事会)

第9条 常任幹事会は会長、副会長、事務局長、会計、常任幹事をもって構成し、この会の業務の執行にあたる。

(機関の運営)

第10条 機関の召集は会長がおこなう。

2. 総会の議長は会員のなかから選出し、幹事会および常任幹事会の議長は会長をもってあてる。なお、拡大幹事会は総会に準じる。

3. 総会は構成員の3分の1(委任状を含む)以上の出席によって成立し、拡大幹事会および幹事会ならびに常任幹事会は過半数の出席によって成立する。

4. 議事は出席者の過半数によって決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員)

第11条 この会に次の役員をおく。

- 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1名
- 会計 1名 (5) 常任幹事 若干名 (6) 幹事 若干名
- 会計監査 2名

2. この会に顧問、常任顧問、相談役および参与をおくことができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事はつぎのとおりとする。

- 会長はこの会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 事務局長は常時この会の事務を処理する。
- 会計は会計事務を処理する。
- 常任幹事は分掌する事務を処理する。
- 幹事は常任幹事を補佐する。
- 会計監査は会計を監査する。

(役員の出選と任期)

第13条 この会の役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、役員に欠員が生じた場合は幹事会で選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(組織)

第14条 この会に、居住者会と職域組織を設置することができる。

2. 居住者会は、大阪府および近隣府県の市町村(大阪市にあっては区)の区域、またはこれらの区域を連合して組織する。

3. 職域組織は、現職時所属した職域毎に組織する。

(会費)

第15条 この会の会費は、次のとおりとする。

- 終身会費 30,000円
- 賛助会費 30,000円
- 遺族会費 3,000円

2. 賛助会員が会員になるとき終身会費を徴収しない。

(会計)

第16条 この会の経費は会費・助成金・寄付金およびその他の収入によってまかなう。

2. この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終了する。

(慶弔および共済)

第17条 会員が傘寿(満80歳)を迎えたときは、祝金5,000円を贈呈する。

2. 会員が死亡したときは弔慰金として5,000円を贈呈する。

3. 賛助会員が死亡したときは弔慰金として10,000円を贈呈する。

(会則の改廃)

第18条 この会則は総会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行期日および改正期日)

第19条 この会則は昭和46年4月1日から実施する。

第20条 この改正規定は昭和54年4月1日から実施する。

ただし、第4条および第13条は昭和53年9月1日から実施する。

第21条 この改正規定は昭和58年4月1日から実施する。ただし、第15条第1項の長寿祝金については同日以降の贈呈に適用する。

第22条 この改正規定は昭和61年4月1日から実施する。

第23条 第10条の改正規定は1989(平成元)年4月8日から実施する。

2. 第13条の改正規定は1989(平成元)年9月1日から実施する。

第24条 第4条および第10条の改正規定は1991(平成3)年4月13日から実施する。

第25条 第15条の第1項の改正は1993(平成5)年1月1日から実施する。

2. 第4条、第6条第2項、第12条、第15条第2項、第3項、第4項の改正、並びに第3条の2、第4条の2の削除は1993(平成5)年4月3日から施行する。

第26条 この会則改正(会則名称、第1条、第15条第4項)は、1996(平成8)年4月6日から施行する。

第27条 この会則改正(第5条、第7条、第8条、第10条、第14条)は、2011年4月21日から施行する。